

さいたま市
浸水住宅改良資金
融資制度のご案内

降雨等により浸水する住宅を改良するための資金融資です。



さいたま市



融資の目的

さいたま市では、降雨等により浸水する専用住宅や店舗等併用住宅の改良を支援し、市民生活の安定を図ることを目的として、浸水から住宅を防ぐ改良工事を行なうために必要な資金を金融機関を通じて融資をおこなうものです。



融資の対象範囲

改良資金の融資対象は、次に掲げる浸水を防ぐ目的としておこなわれる工事です。

- ① 住宅の床面を高くするための工事及びこれに付随する工事。
- ② 改築における土盛り等の基礎工事。



融資を受けることができる方

浸水住宅改良資金融資を受けることができる方は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- ① 土地または住宅が資金の融資を受けようとする方の所有であること。
- ② 市税を完納していること。
- ③ 自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であると認められること。
- ④ 資金の償還及び利子の支払について、弁済能力を有すること。
- ⑤ 確実な連帯保証人があること。



融資額および条件

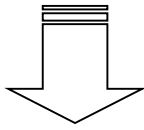
融資限度額	300万円以内
返済期間	100万円以下の場合 ⇒ 5年以内
	100万円超 300万円以下の場合 ⇒ 10年以内
融資の利率	返済期間が5年以内または10年以内により利率は異なります。 また、融資を受ける年度によっても利率は異なりますので、 くわしくは、住宅政策課までお問い合わせください。
返済方法	元金均等月賦返済〔繰上げ償還可能〕
担保	融資対象物件に、取扱い金融機関の抵当権を設定します。
連帯保証人	債務額と同等以上の資産を有する方で2名以上。 ※ただし、配偶者を有する方は、配偶者を含めるものとします。



借入れの手続き

借入れの申込み

浸水住宅改良資金の融資を受けようとする方は、所定の借入申請書に記入・実印を押印のうえ、添付書類を添えて提出してください。



申請書	さいたま市浸水住宅改良資金借入申請書	
添付書類	申請者	連帯保証人
	① 印鑑証明書 ② 住民票 ③ 土地・家屋の登記簿謄本 ④ 市税の納税証明書 ⑤ 所得証明書または源泉徴収票 ⑥ 案内図・平面図・断面図および見積書	① と同じ ④ と同じ ⑤ と同じ
提出先	さいたま市建設局 建築部 住宅政策課	

融資の決定

借入れの申請があったときは、市長はさいたま市浸水住宅改良資金融資審査会の意見を聴いて、融資の可否および融資額を決定し、申請者と取り扱い金融機関へ通知いたします。

契約の締結 資金の融資

申請者および連帯保証人の方は、あらかじめそれぞれの所得証明書や印鑑証明書等の関係書類を提出のうえ、取り扱い金融機関と融資契約を締結していただきます。

取り扱い金融機関は、契約締結後、資金を融資いたします。

工事の着手 工事着手の届出

申請者は、取り扱い金融機関より融資を受けた日から、3ヶ月以内に工事に着手してください。

また、工事に着手したときは、すみやかに《浸水住宅改良工事着手届》を 市住宅政策課へ提出してください。

工 事 の 完 了
工事完了の届出

工事が完了したときは、すみやかに《浸水住宅改良工事完了届》を
市住宅政策課 へ提出してください。

工事完了の確認

申請者からの完了届に伴い、借入申請内容どおりに施行されているか
住宅政策課担当者が現地の確認をします。

* 注 意 事 項

- (1) 借受者が次のいずれかに該当すると認められたときは、融資の決定の全部もしくは一部を取り消し、融資金の全部または一部を返還していただくことがあります。
 - ① 融資を受けられる要件を失ったとき。
 - ② 借入申請書に虚偽の記載があったとき。
 - ③ 融資後、工事の着手前に当該家屋をこわしたとき。
 - ④ 融資を受けた日から起算して、3ヶ月経過しても当該工事に着手しないとき。
- (2) 連帯保証人が、保証人の資格<保証債務の額と同等以上の資産を有すること>を失ったときは、借受者は、すみやかに新たな連帯保証人をたて、市長の承認を受けていただきます。
- (3) 借受者は、必要に応じ、その他書類を提出していただくことがあります。

* 取 扱 い 金 融 機 関

埼玉りそな銀行



お 問 い 合 せ 先

さいたま市建設局 建築部 住宅政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1520(直通)